⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　落札者の決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格があらかじめ定めた低入札調査基準価格を下回る場合には調査を行う。低入札価格調査の対象者のうち、その者の申し込みに係る価格の積算内訳のいずれかが予定価格の積算内訳に対し、直接工事費　75％、共通仮設費　70％、現場管理費　70％、一般管理費　30％に満たないものに対しては、低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

⑸　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

⑹　手続きにおける交渉の有無　無

⑺　契約書作成の要否　要

⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑼　関連情報を入手するための照会窓口　4⑴に同じ。

⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格を有しない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、入札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑾　詳細は入札説明書による。入札説明書のほか、各種資料は日本原子力研究開発機構ＨＰ（発表・お知らせ→調達情報→入札情報等）からダウンロード可。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity ; Shinichiro Nemoto Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency

⑵　Classification of the products to be procured ; 41

⑶　Subject matter of the contract ; 27 Fukushima Radioactive Material Analysis and Research Facility Administrative building Building and other construction work

⑷　Delivery period ; By 16 March 2018

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 1 : 00 P.M. 9, June 2016

⑹　Delivery place ; it is on specifications

⑺　Qualifications for participating in the tendering procedures ; Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause, ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, ③have been qualified through the examination of qualifications by Japan Atomic Energy Agency or Ministry of Education for participating in tenders for Construction work, ④not be currently under suspension of nomination by Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency

⑻　Time limit for tender ; 2 : 00 P.M. 9 June 2016

⑼　Contact point for the notice ; Contract Section 3, Contract Department, Japan Atomic Energy Agency, 765―1, Funaishikawa Tokai-mura Naka-gun Ibaraki-ken 319―1184 Japan. TEL 029―282―1133 (ex. 41084)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 3 月 18 日

成田国際空港株式会社

代表取締役社長　夏目　　誠

◎調達機関番号　412　◎所在地番号　12

○第 1508 号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　高速離脱誘導路部埋設物設置その他工事

⑶　工事場所　成田国際空港内

⑷　工事内容　本工事は、以下の工事等を行うものである。

①　地中線管路工（開削）…約4.3㎞

②　地中線管路工（推進）…約1.2㎞（密閉型推進工法　φ1,000mm、φ1,200mm）

③　地中線人孔設置工…28基

④　雨水排水施設設置工…約0.6㎞

⑤　雨水排水施設補強工…約0.8㎞（φ600～1200mm、□3,300～3,600mm）

⑸　工期　平成30年３月20日まで

⑹　簡易型総合評価方式による契約相手方の決定　本工事は、価格と価格以外の要素を含め、総合的に成田国際空港株式会社（以下「当社」という。）に最も有利な者をもって契約の相手方とする簡易型総合評価方式（以下「簡易型総合評価方式」という。）により、契約の相手方を決定します。

2　競争参加資格　申請される者が当該調達に係る競争に参加するには、次に掲げる条件を全て満たすこととします。

⑴　基本条件

①　当社における平成27・28・29年度契約参加資格の「一般土木工事」に登録されていること。且つ、直近の総合評定値通知書の総合評定値（Ｐ）が条件に合致していること。なお、当社に登録されていない者が本競争への参加を希望する場合は、上記登録と同等の資力、信用の状態等を審査するため、必要な申請書類を提出すること。

②　単体企業又は２者で構成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、全ての構成員は「土木一式工事」の総合評定値（Ｐ）が1,150点以上であること。

⑵　施工実績

①　下記㋐及び㋑に示す工事について、元請として過去15年の間に完工実績を有すること（同一工事である必要はない）。また、共同企業体の構成員としての実績は、当社及び新東京国際空港公団（以下、「空港公団」という。）発注以外のものは、甲型共同企業体にあっては出資比率20％以上のもの、乙型共同企業体にあっては工区ごとの分担工事額が20％以上のものに限ります。ただし、共同企業体を結成される場合は、共同企業体の構成員ごとに同様の施工実績を有すること。

㋐　国内空港における供用中の基本施設等※１内での土木工事の施工実績

㋑　供用中の滑走路、誘導路、エプロン、鉄道※２または道路（２車線以上）※２と交差した、施工延長60m以上且つ呼び径1,000以上の密閉型推進工法の施工実績

※１　基本施設等とは滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、過走帯、滑走路端安全区域、誘導路帯をいう

※２　地表面上のものに限る

⑶　技術者条件

①　以下に示すいずれかの資格を有する主任（監理）技術者が専任で配置できること。

㋐　一級土木施工管理技士

㋑　技術士（建設部門）

②　２⑵①㋐及び㋑に示す工事について、元請として過去15年の間に完工した工事において工期の半分以上の従事経験を有すること。（同一工事である必要はない。また、全ての従事経験を同一の者が有してる必要はなく、各々の経験を有している監理技術者複数名の配置で可）

③　共同企業体を結成する場合は、当該技術者を共同企業体内で配置可能であること。

⑷　６⑵に定める競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までの間に、当社の定める「成田国際空港株式会社の発注する工事請負契約に係る取引停止措置要領」に基づく取引停止の措置又は「調達事務細則」等関連諸規程による競争参加の制限を受けていないこと。